

第6 使用料の減免（使用料条例第3条及び規則第15条関係）

使用料は、使用料条例第3条及び規則第15条で定めるところにより、減免することができる。

1 減免取扱基準

減免の基準及び減免率は、次のとおりとする。

減免の基準	減免率
(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため使用させるとき。	$\frac{10}{10}$
(2) 法令等の規定に基づき、公有財産の利用等に関する便宜の供与を認められている団体に使用させるとき。	$\frac{10}{10}$
(3) 公共的団体において公共用に供するため使用させるとき。	
ア 県が出資し、又は補助金を交付している団体に使用させるとき。	
(ア) 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき。	$\frac{1}{3}$
(イ) 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき。	$\frac{1}{2}$
(ウ) 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき。	$\frac{2}{3}$
イ 県内の町村会又は町村議長会に使用させるとき。	$\frac{10}{10}$
(4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として使用させるとき。	$\frac{10}{10}$
(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他別に定める基準に該当する心身に障がいを有する者（以下「障がい者等」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進する目的で使用させるとき。	
ア 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント以上のとき。	$\frac{10}{10}$
イ 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント未満のとき。	$\frac{1}{2}$
(6) 県の施策として県の要請により使用させるとき。	経営状況等を勘案して定める率
(7) 県の事務の執行上知事が特に必要と認めるとき。	別に定める率
(8) 上記の規定にかかわらず、冷暖房加算額については、減免しないものとする。ただし知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。	